

お客様各位

緊急事態宣言に伴う当社グループの対応について

2020年4月8日

日工株式会社

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご厚情を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨日、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、政府より緊急事態宣言が出されております。当社グループは、従業員の安全と健康の確保を第一に、お客様に影響が及ばないよう以下の取り組みを実行しながら事業を継続してまいります。

お客様にはご不便をお掛けする場合がございますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

現地工事の対応について

現在予定されている修理工事、改修工事、新設工事等につきましては、作業員の安全を確保しつつ優先的に実施してまいります。お客様におきまして方針等の変更がございましたら、ご一報いただくようお願いいたします。また万一、不測の事態が発生する可能性が出た場合は、速やかにご連絡いたします。

社員の勤務体制について

従業員に対しては、原則在宅勤務を推奨しております。できる限り影響が出ないように努めさせていただいておりますが、ご理解ご協力のほどお願いいたします。

特に、緊急事態宣言の対象の7都府県においては、対面でのお客さま対応が難しい場合がございます。お客さまとの打ち合わせにテレビ電話等のリモートシステムを使用するなどの対応も行ってまいりますので、ご活用いただきますようお願いいたします。

部品供給について

現在のところ交換部品につきまして早期に欠品となるものはございません。国内・海外より調達しております部品は当社在庫分も併せて当面の供給量は確保できております。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化する懸念もございます。部品供給に影響が出る場合は、速やかにお知らせいたします。

当社対応に関するお問い合わせ

営業・サービス担当者の携帯電話もしくは以下の問い合わせ窓口までご連絡をお願いします。

本社総務部

078-947-3131(代)、078-947-5263

当社ホームページ

<https://www.nikko-net.co.jp/inquiry/>

特に緊急事態宣言の対象の7都府県にある事業所（東京事務所・関東支店・大阪支店・九州支店・横浜営業所・湾岸サービスステーション・明石サービスステーション）におきましては、2020年5月6日（水）又は宣言解除まで、従業員に対しては、原則在宅勤務の措置を取っております。また、やむを得ず出社する際には車通勤を推奨しております。

東京事務所機能の一時移転について

東京事務所内の在宅勤務措置に伴い、事務所機能を一時的に下記へ移転いたします。

期間：2020年4月6日（月）～5月6日（水）又は宣言解除まで

【移転先】

日工株式会社 東京サービスセンター

〒278-0013 千葉県野田市三ヶ尾259番地

TEL:04-7122-4611 FAX:04-7124-6913

敬具